



熊本県公報

第 1 2 4 9 1 号
平成 28 年 2 月 5 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (森林保全課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (障がい者支援課) 2
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (自然保護課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (障がい者支援課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録・・・・・・・・ () 2
- 屋外広告物及びこれを提出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (都市計画課) 3
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (県政情報文書課) 3
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (道路保全課) 4
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ () 4
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ () 4
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ () 5
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ () 5
- 指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (障がい者支援課) 5
- 平成 28 年度における P P C 用紙の単価契約に係る一般競争入札参加資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (管理調達課) 5
- 道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・ () 6
- 換地処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農地整備課) 7
- 道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (建築課) 7
- 平成 28 年度における P P C 用紙の単価契約に係る一般競争入札の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (管理調達課) 7
- 平成 28 年度における P P C 用紙(間伐材パルプ配合紙)の単価契約に係る一般競争入札の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ () 11
- 平成 27 年度第 2 回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 15
- 熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (監査委員) 16
- 熊本県暴力団排除条例違反に伴う事実の公表・・・・・・・・ (警察本部組織犯罪対策課) 23
- 平成 27 年度鹿本地域保健医療推進協議会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (鹿本地域保健医療推進協議会) 23
- 平成 27 年度芦北地域保健医療推進協議会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (芦北地域保健医療推進協議会) 23

告 示

熊本県告示第 1 0 2 号
 森林法(昭和 26 年法律第 2 4 9 号)第 2 5 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成 28 年 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上益城郡御船町大字滝尾字明王堂 5 6 1 5 ・ 5 6 3 3 番合併 1、5 6 1 5 ・ 5 6 3 3 番合併 2、5 6 5 3 番
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
 平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
フェニックス 上益城郡御船町豊秋15 58-1	医療法人社団 松本会 上益城郡御船町豊秋15 40 松本 郁朗	就労継続支援B型	平成28年 2月1日

熊本県告示第104号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 一般社団法人熊本県猟友会
 熊本県熊本市中央区新大江二丁目18番5号
 本山 浩二

熊本県告示第105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
 平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援センター アグリサポート 天草市志柿町348	合同会社アグリサポート 天草市志柿町348 松本 成治	就労継続支援A型	平成28年2 月1日

熊本県告示第106号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。
 平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
熊本県立熊本かがやきの森支援学校	熊本県立熊本かがやきの森支援学校	432200 042	平成28年1月 27日

熊本市西区横手五丁目1 6番28号	熊本市西区横手五丁目16 番28号	
----------------------	----------------------	--

熊本県告示第107号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成28年2月5日から施行する。

平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1項第10号中「国道325号」を「高森町道高森中央線」に改める。
3項の表2の10の項及び2の11の項を次のように改める。

2の10	国道57号	第二種禁止 地域	市道三丁線との 交点（宇土市住 吉町地内）	国道266号と の交点（宇城市 三角町三角浦地 内）	路端から100 メートル以内	宇土市 宇城市
2の11						

3項の表18の1の項中「国道443号」を「御船町道西木倉桜町線」に改める。
3項の表23の3の項及び23の4の項を次のように改める。

23の3	南九州西回 り自動車道 （都市計画 区域の用途 地域を除く 区間）	第二種禁止 地域	八代インターチ ェンジ（八代市 東片町地内）	津奈木インター チェンジ（津奈 木町大字千代地 内）	路端から500 メートル以内	八代市 芦北町 津奈木町
23の4	南九州西回 り自動車道 （都市計画 区域の用途 地域内の区 間）	第三種禁止 地域	八代インターチ ェンジ（八代市 東片町地内）	津奈木インター チェンジ（津奈 木町大字千代地 内）	路端から200 メートル以内	八代市 芦北町 津奈木町

3項の表23の5の項及び23の6の項中「御船町滝川地内」を「嘉島町井寺地内」に、「御船町辺田見地内」を「御船町高木地内」に改める。

熊本県告示第108号

平成26年3月18日熊本県告示第216号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表熊本県非常勤職員採用試験（援護恩給関係）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用 試験（熊本県被保護者 就労支援員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	社会福祉課
熊本県非常勤職員採用 試験（熊本県子どもの 学習支援員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	社会福祉課
熊本県非常勤職員採用 試験（生活保護費返還 徴収金滞納整理業務嘱 託員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	社会福祉課

表熊本県非常勤職員採用試験（くまもとグリーン農業非常勤職員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用 試験（施肥量把握デー タ入力）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	農業技術課
----------------------------------	------------	----------------	-------

熊本県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年2月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	山鹿植木線	山鹿市鹿央町霜野字小路 90番1地先から 山鹿市鹿央町霜野字西谷 1107番2地先まで	前	4.7 ～ 66.4	1445.0	防交 (改築)
			後	4.7 ～ 66.4	1445.0	
				7.5 ～ 55.6	921.1	

2 区域を変更する期日 平成28年2月5日

熊本県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年2月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	畑中山鹿線	山鹿市山鹿字永田 843番3地先から 山鹿市山鹿字皆本 913番1地先まで	前	11.8 ～ 12.0	95.6	24条 工事
			後	11.8 ～ 14.7	95.6	

2 区域を変更する期日 平成28年2月5日

熊本県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年2月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町田上字松野田 86番地先から 八代市坂本町田上字中畑 553番地先まで	前	4.2 ～ 9.9	109.8	単防 (仮設 道路の 設置)
			後	5.8 ～ 16.9	109.8	

2 区域を変更する期日 平成28年2月5日

熊本県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年2月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町坂本字捨木 2667番1地先から 同所 2670番2地先まで	前	17.1 ～ 42.0	107.0	防交安 (災害 防除)
			後	13.1 ～ 35.0		

2 区域を変更する期日 平成28年2月5日

熊本県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年2月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町葉木字大門山 3628番4地先から 同所 3640番1地先まで	前	16.3 ～ 53.1	116.2	防交安 (災害 防除)
			後	16.3 ～ 51.3		

2 区域を変更する期日 平成28年2月5日

熊本県告示第114号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
キッズみらい 合志市御代志1 661-173	有限会社ベストトレーディング 東京都新宿区百人町 1-12-1 ウエストウッド9F 吉本 健治	平成28年2月1日	4352900171	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第115号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第3

72号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) P P C用紙 (間伐材パルプ配合紙)

A 3 630箱 (1, 500枚/箱)

A 4 10, 150箱 (2, 500枚/箱)

(2) P P C用紙

A 3 280箱 (1, 500枚/箱)

A 4 6, 790箱 (2, 500枚/箱)

(1)及び(2)については、それぞれの入札とする。なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成28年3月2日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日(閉庁日を除く。)までに行う。

公 告

熊本県公告第74号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 築造者の住所 人吉市蓑野町329番地

2 築造者の氏名 山口幸子

3 道路の位置 人吉市東間上町字前田2877番1、同2888番2並びに里道及び水路の一部

4 道路の幅員 6.00メートル

5 道路の延長 60.85メートル

6 指定年月日 平成28年1月18日

7 指定番号 熊本県指令南景建第16号

熊本県公告第75号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 上益城郡嘉島町大字上仲間字中手町282番1、同283番1、同284番1、同285番1、同字居屋敷85番2及び同86番1
4, 555.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡嘉島町上仲間227番地18
協同組合 嘉島リバゾン

熊本県公告第76号

県営御領南地区(3換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。
平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第77号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市築籠町39番地袋内団地4棟6号
- 2 築造者の氏名 河野利一
- 3 道路の位置 宇土市松原町字西袋322番13
- 4 道路の幅員 6.00メートルから6.40メートルまで
- 5 道路の延長 40.75メートル
- 6 指定年月日 平成28年1月25日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第82号

熊本県公告第78号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び購入予定数量

PPC用紙

A3	280箱(1,500枚/箱)
A4	6,790箱(2,500枚/箱)

なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 契約の種類

単価契約
 - (4) 調達物品の仕様等

4(2)により閲覧することのできる仕様書のとおり。
 - (5) 履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
 - (6) 調達物品の発注方法

発注は、原則として週1回、管理調達課が必要数量を取りまとめて行う。
 - (7) 調達物品の納期及び納品方法

納期は、原則として発注後2週間以内とし、熊本県本庁課局に直接納品を行うこととする。また、納品の際に必ず納品先から受領印を徴することとする。
 - (8) 調達物品の請求方法

管理調達課に行うものとする。
 - (9) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(10) 入札金額は、それぞれの物品の単価に購入予定数量を乗じて得た額の合計金額とし、(配送費等納入に要する一切の費用を含む。)、4(2)により取得するこの金額とし、本入札に係る様式(以下「入札関係様式」という。)に定める内訳書を添付するものとす。入札金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもち、入札金額とすることを、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の基礎となったそれぞれの物品の単価が、当該金額の108分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額)をもって契約単価とする。

(11) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心算(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。

(12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有し、かつ、入札参加資格を有する者であること。なお、入札参加資格を有する者でない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有する者で、本入札に参加する期間の入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、登録内容の変更が3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間に間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

イ 公告の日から平成28年3月2日(水)午後5時まで
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等の入手先
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(4) 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
(5) 入札関係様式に定める規格・品質に係る申出書を1(2)の入札・契約担当部局に提出し、本調達物品の仕様を満たしていることの確認を受けた者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式に定める次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の規格・品質に係る申出書及び証明書

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を1つのファイルに集約のうえ電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から平成28年3月14日(月)午後5時まで

(4) 提出先

- 1 (2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面で提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1 (2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年3月14日 (月)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成28年3月18日 (金)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年3月17日 (木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の場合
(ア) 日時 平成28年3月18日 (金)午前10時
(イ) 場所 1 (2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書 (代理人が入札するときには、入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書及び委任状)を (ア)の日時に (イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年3月17日 (木) (必着)までに1 (2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式に定める再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ (ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い (郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ (イ)の場所で開札を行う。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行なわなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからソまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼務した者又は2人以上の代理をした者の入札
ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
ケ 紙入札方式による入札においてくじ番号の記入がない入札
コ 民法 (明治29年法律第89号) 第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
サ 電子入札システムによる入札において入札執行 (開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
セ 有効な内訳書が添付されていない入札
ソ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限
平成28年3月31日（木）

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
平成28年3月28日（月）

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により購入予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10以上の金額（入金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出す現し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の期限

(イ) 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該契約の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書

b 添付書類 (ア)の場合にあっては、履行保証保険証券
(イ)の場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5(3)の期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第5号の規定による一連の調達契約である。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請及び電子入札システム利用届に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する

法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Unit price contract for PPC paper
A3 size Expected Quantity of 280 boxes (1,500 sheets/box)
A4 size Expected Quantity of 6,790 boxes (2,500 sheets/box)
- (2) Delivery period:
Within two weeks of placing the order
- (3) Implementation period:
April 1st, 2016 ~ March 31st, 2017
- (4) Delivery Place :
Each division in the Prefectural Government Office
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
- (5) Date and Place for tender:
Date: March 18th, 2016, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than March 17th, 2016
- (8) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第79号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成28年2月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び購入予定数量
PPC用紙(間伐材パルプ配合紙)
A3 630箱(1,500枚/箱)
A4 10,150箱(2,500枚/箱)
なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 契約の種類
単価契約
- (4) 調達物品の仕様等
4(2)により閲覧することのできる仕様書のとおり。
- (5) 履行期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (6) 調達物品の発注方法
発注は、原則として週1回、管理調達課が必要数量を取りまとめて行う。
- (7) 調達物品の納期及び納品方法
納期は、原則として発注後2週間以内とし、熊本県本庁課局に直接納品を行うこととする。また、納品の際に必ず納品先から受領印を徴することとする。
- (8) 調達物品の請求方法
管理調達課に行うものとする。
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなると、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(10) 入札金額

入札金額は、それぞれの物品の単価に購入予定数量を乗じて得た額の合計金額とし、（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）に定める内訳書を添付すること。入札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつた落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か、免落札金額とするのかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の基礎となったそれぞれの物品の単価に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。

(11) 調達物品の様式に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格審査申請書を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するため入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、登録内容の変更が3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間に間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成28年3月2日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等の入手先

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 入札関係様式に定める規格・品質に係る申出書を1(2)の入札・契約担当部局に提出し、本調達物品の様式を満たしていることの確認を受けた者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式に定める次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の規格・品質に係る申出書及び証明書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を1つのファイルに集約のうえ電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を紙面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から平成28年3月14日（月）午後5時まで

(4) 提出先
1 (2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面で提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1 (2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年3月14日（月）午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成28年3月18日（金）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年3月17日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の場合

(ア) 日時 平成28年3月18日（金）午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときには、入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年3月17日（木）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式に定める再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行う。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行なわなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからソまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合による入札と認められる入札

キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼務した者又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札方式による入札においてくじ番号の記入がない入札

コ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

セ 有効な内訳書が添付されていない入札

ソ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正

に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

平成28年3月31日（木）

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

平成28年3月28日（月）

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により購入予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の期限

(イ) 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該契約の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書

b 添付書類 (ア)の場合にあっては、履行保証保険証券

(イ)の場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5(3)の期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第5号の規定による一連の調達契約である。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関する事

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請及び電子入札システム利用届に関する事

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関する事

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Unit price contract for PPC paper (thinned wood pulp mixed)
A3 size Expected Quantity of 630 boxes (1,500 sheets/box)
A4 size Expected Quantity of 10,150 boxes (2,500 sheets/box)

(2) Delivery period:

Within two weeks of placing the order

(3) Implementation period:

April 1st, 2016 ~ March 31st, 2017

(4) Delivery Place :

Each division in the Prefectural Government Office
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan

(5) Date and Place for tender:

Date: March 18th, 2016, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(6) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580

(7) Time limit for tender by mail (Registered only) :

Tender must arrive no later than March 17th, 2016

(8) Other

Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成27年度第2回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成28年2月5日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

平成28年3月9日（水）午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室

3 議題

(1) 協議事項

- ・救急告示医療機関の認定について
- ・平成28年度病院群輪番制の実施について

(2) 報告事項

- ・各消防本部（局）の救急活動状況について

(3) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
（電話096-333-2246）

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第19条第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、「(注)2」を「2」に、「規程第4条」を「熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程第4条又は第16条」に、「定める」を「規定する」に改める。

別記第4号様式中「第19条第2項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第5号様式中「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定期間延長通知書」に改め、「第19条第4項」及び「第19条第5項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第6号様式中「第14条」の次に「(第32条の4)」を、「第7項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第8号様式中「第19条第8項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第8号の2様式中「第19条の2第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式(第11条関係)

自己情報(自己特定個人情報)訂正請求書

年 月 日

熊本県代表監査委員 様

請求者 住所 又は 居所 郵便番号 ー

{ 法人にあつては、主たる事務所の所在地 }

氏 名

{ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 }

連 絡 先

{ 法人にあつては、担当者の氏名及び連絡先 } 電話番号() ー

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項(第32条の5第1項又は同条第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の訂正を請求します。

訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 { 該当するものの番号を○で 囲んでください。 }	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者
本人の氏名及び住所	氏名
	住所 (電話番号() ー)
本人に代わって訂正請求をする理由	

- (注) 1 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。
 2 「訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る個人情報が特定できるように具体的に記載してください。
 3 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記入してください。
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他()
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は監査委員の定めにより交付を受けた個人情報 が記録された物の写し
備考	受付年月日 年 月 日

別記第10号様式及び別記第11号様式中「第25条第2項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第12号様式中「第25条第3項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号様式中「自己情報訂正請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条第1項」及び「第25条第4項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の2様式中「第25条の2第1項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の3様式中「第25条の3」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の4様式を次のように改める。

別記第13号の4様式(第13条の4関係)

自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求書

年 月 日

熊本県代表監査委員 様

請 求 者 住所 又 は 居 所 郵便番号 ー

{ 法人にあつては、主たる事務所の所在地 }

氏 名 { 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 }

連 絡 先 電話番号() ー { 法人にあつては、担当者の氏名及び連絡先 }

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項(第32条の6第1項又は第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 { 該当するものの番号を○で囲んでください。 }	1 未成年者	2 成年被後見人	3 請求者に委任をした者
本人の氏名及び住所	氏名		
	住所	(電話番号() ー)	
本人に代わって利用停止請求をする理由			

- (注) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
 2 「利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る自己情報(自己特定個人情報)が特定できるように具体的に記載してください。
 3 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めらるかを含め、具体的に記入してください。
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証	2 旅券
	3 その他()	
代 理 人 資 格 確 認 欄	1 戸籍謄本	2 委任状
	3 その他()	
開 示 を 受 け た こ と の 確 認	1 個人情報開示決定通知書	2 個人情報部分開示決定通知書
	3 他の法令等の規定又は監査委員の定めにより交付を受けた個人情報 情報が記録された物の写し	
備 考	受付年月日 年 月 日	

(日本工業規格A4)

平成28年2月5日

芦北地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成28年2月24日（水）午後2時45分から午後4時15分まで
- 2 開催場所
あらせ会館2階（熊本県水俣市栄町2丁目2番7号）
- 3 議題
第6次芦北地域保健医療計画の取組状況について
- 4 報告事項
(1) 芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会からの報告
(2) 地域医療構想の検討状況について
- 5 傍聴者定員
10人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 7 問合せ先
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
芦北地域保健医療推進協議会事務局（熊本県水俣保健所総務企画課）
（電話0966-63-4104）